

文化観光推進委員会設置要綱

20新地文観第503号
平成20年6月23日
地域文化部長決定

(設置)

第1条 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち新宿の実現を目指し、新宿区(以下「区」という。)の持つ歴史・文化・産業・人材等、多くの地域的資源を活かした、多様で魅力ある文化を積極的に情報発信するとともに、観光による地域の活性化を図るため、文化観光推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、新しい新宿の魅力を創出し、積極的に情報発信するとともに、観光による地域の活性化を図るための文化観光事業を推進する。

2 委員会は、前項に掲げる事業のほか、文化観光施策に関する調査・検討等を行う。

3 第2項に掲げる調査・検討等を行う具体的内容については、その年度ごとに別途定める。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる分野につき、区長が委嘱し又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 新宿区観光協会
- (3) 鉄道事業関連
- (4) 宿泊施設関連
- (5) 旅行業関連
- (6) 観光情報関連
- (7) ホスピタリティ関連
- (8) 文化観光関連
- (9) 東京商工会議所新宿支部事務局長の職にある者
- (10) その他区長が特に必要と認める者
- (11) 地域文化部長

2 委員会には、必要に応じて検討会を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命後の最初の3月31日までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域文化部文化観光国際課文化観光国際係が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。